



福岡医発第 3307 号（地）

令和 7 年 3 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 14 日付福岡医発第 3130 号（地）「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

今般、基本診療料及び特掲診療料の施設基準並びにその届出について、厚生労働省保険局医療課より日本医師会並びに九州厚生局を通じて連絡がありました。

今回の取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について届出漏れが生じないように取りまとめられたものです。

また、別紙の届出対象について、令和 7 年 4 月 4 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【取扱いの概要】

1 医療 D X 関係について

（1）経過措置に係る要件（電子処方箋を導入している）を満たしている場合

届出する施設基準の表紙（基本診療料は別添 7、特掲診療料は別添 2）及び当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添 1 の別紙をご参照ください。）

・医療 D X 推進体制整備加算

4 月 1 日以降、加算 1～3 を算定することとなります（届出直しが必要）。

※小児科特例の要件を適用する場合は加算 3（電子処方箋導入時）又は加算 6（電子処方箋未導入時）を算定することとなります。

- ・在宅医療DX情報活用加算

4月1日以降、加算1を算定することとなります(届出直しが必要)。

(2) 経過措置に係る要件を満たさない(電子処方箋を導入していない) 場合

- ・医療DX推進体制整備加算

4月1日以降、加算4～6を算定することとなります(届出直しは不要)。

- ・在宅医療DX情報活用加算

4月1日以降、加算2を算定することとなります(届出直しは不要)。

2 総合入院体制加算、急性期充実体制加算及び救命救急入院料について

「救急時医療情報閲覧機能を有していること」の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとされています。なお、4月1日以降の算定にあたっての届出直しは不要です。

3 その他

「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和7年3月6日付福島医発第3213号(地)) もご参照ください。

以上

日医発第 2104 号（保険）

令和 7 年 3 月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料及び特掲診療料の施設基準並びにその届出について、厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について届出漏れが生じないように取りまとめたものとなっております。また、別紙の届出対象について、令和 7 年 4 月 4 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
(令和 7 年 3 月 7 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

福岡県医師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 7 年 3 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準が設けられていたところです。

当該施設基準の取扱いについては、令和 7 年 3 月 7 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添 1）により、届出が必要とされた施設基準にあつては、令和 7 年 4 月 4 日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができることとされました。

当局においては、経過措置を設けた施設基準の取扱いについて、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にてお知らせすることとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページにて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

【取扱いの概要】

1 医療 D X 関係について

（1）経過措置に係る要件（電子処方箋を導入している）を満たしている場合

届出する施設基準の表紙（基本診療料は別添 7、特掲診療料は別添 2）及び当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添 1 の別紙をご参照ください。）

・医療 D X 推進体制整備加算

4 月 1 日以降、加算 1～3 を算定することとなります（届出直しが必要）。

※小児科特例の要件を適用する場合は加算 3（電子処方箋導入時）又は加算 6（電子処方箋未導入時）を算定することとなります。

・在宅医療 D X 情報活用加算

4 月 1 日以降、加算 1 を算定することとなります（届出直しが必要）。

（2）経過措置に係る要件を満たさない（電子処方箋を導入していない）場合

・医療 D X 推進体制整備加算

4 月 1 日以降、加算 4～6 を算定することとなります（届出直しは不要）。

・在宅医療 D X 情報活用加算

4 月 1 日以降、加算 2 を算定することとなります（届出直しは不要）。

【裏面に続く】

2 総合入院体制加算、急性期充実体制加算及び救命救急入院料について

「救急時医療情報閲覧機能を有していること」の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとされています。なお、4月1日以降の算定にあたっての届出直しは不要です。

3 その他

「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和7年2月28日付け事務連絡)もご参照ください。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 7 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）により示しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 7 年 4 月 4 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、医療 D X 推進体制整備加算の届出については、「医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 7 年 2 月 28 日事務連絡）も参考にすること。

令和7年3月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和7年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
初・再診料	1	医療DX推進体制整備加算1～3	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	医療DX推進体制整備加算1～3	別添7、別添7の様式1の6
	2	医療DX推進体制整備加算1～3 ※当該要件を適用する場合に限る	小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日～12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とする。	医療DX推進体制整備加算3、6	別添7、別添7の様式1の6

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
在宅	1	在宅医療DX情報活用加算	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	在宅医療DX情報活用加算1	別添2、別添2の様式11の6
調剤基本料	2	医療DX推進体制整備加算1～3 ※経過措置を利用して施設基準の届出を行っている保険薬局に限る	電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。	医療DX推進体制整備加算1～3	別添2、別添2の様式87の3の6

令和7年3月31日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和7年4月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準
入院基本料等加算	1	総合入院体制加算1～3	1の(5)及び2の(4)に係る救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	総合入院体制加算1～3
	2	急性期充実体制加算1、2	1の(3)のウについては、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	急性期充実体制加算1、2
特定入院料	3	救命救急入院料1～4	1の(9)及び2(救命救急入院料1の(9)に限る。)に規定する救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用するものとする。	救命救急入院料1～4